

衆第二百四回国会 財務金融委員会議録 第八号

		令和三年三月二日(火曜日) 午後一時四分開議	
出席委員			
委員長 越智 隆雄君			
理事 井林 辰憲君 理事 うえの賢一郎君			
理事 神田 憲次君 理事 鈴木 鑑祐君			
理事 藤丸 敏君 理事 義規君			
理事 日吉 雄太君 理事 昌孝君			
理事 六見 陽一君 理事 庸生君			
理事 井野 俊郎君 理事 貴博君			
今枝宗一郎君 理事 加藤 敏君			
鬼木 誠君 理事 宮崎 敦文君			
勝俣 孝明君 理事 井上 大岡君			
城内 実君 理事 井上 住澤君			
小泉 龍司君 理事 佐々木 大岡君			
田中 良生君 理事 井出 廉生君			
中山 展宏君 理事 井出 大岡君			
古川 稔久君 理事 井出 工藤君			
牧島かれん君 理事 佐々木 彰三君			
八木 哲也君 理事 佐々木 紀君			
山田 美樹君 理事 井出 宮澤君			
櫻井 周君 理事 井出 加藤君			
野田 佳彦君 理事 井出 今枝宗一郎君			
古本伸一郎君 理事 井出 井藤君			
斎藤 鉄夫君 理事 井出 大岡君			
青山 雅幸君 理事 井出 井出君			
田野瀬太道君 理事 井出 今枝宗一郎君			
内閣総理大臣 内閣総理大臣			
財務大臣 国務大臣(金融担当)			
財務大臣政務官 政府参考人(内閣官房内閣審議官)			
同(笠井亮君紹介)(第八八号)			
同(穀田恵二君紹介)(第八九号)			
同(志位和夫君紹介)(第九〇号)			
同(清水忠史君紹介)(第九一号)			
三月一日			
コロナ禍の下、消費税率5%への引下げ、税の集め方の抜本的見直しに関する請願(赤嶺政賢紹介)(第八七号)			
○越智委員長 これより会議を開きます。			
内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。			
この際、お諮りいたします。			
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官宮崎敦文君、財務省主税局長住澤整君、厚生労働省大臣官房審議官間隆一郎君、大臣官房審議官宮崎敦文君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。			
○越智委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。			
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕			
○越智委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。			

○越智委員長 これより内閣総理大臣出席の下質疑を行います。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。
末松委員 立憲民主党・無所属の会派の末松義規でございます。
今日は、菅総理にも質問させていただきます。
まず、早速菅総理に対しましては、最低賃金の件ですけれども、最低賃金を継続的に引き上げ成ござります。私も、前回の委員会でも紹介成ござります。
たんですがれども、最低賃金男と言われるぐらいい、最低賃金をアップするということが日本にとって大きな経済の再生あるいは消費の拡大、これに極めて重要だと思つております。
そういう意味でなんですかね、菅総理の方で、今、骨太の方針ですか、そこで最低賃金のレベルを千円というふうになつてゐると思うんですけれども、ここがちょっと私の方は不満で、私が計算したら、大体五千五百円ぐらい、五、六年をかけてやつっていくのが重要じゃないかと思つているわけです。
今、最低賃金のことを長々と話す気はありませんけれども、日本では、菅総理も御存じのように、OECDでも非常に低い方でございまして、韓国よりも、韓国は八百二十四円が最低賃金ですけれども、それよりも低い県が十八県あります。韓国は八百二十四円といふ一番下のレベルで、中には七百九十二円といふ一県も幾つか、七県かな、あるわけです。
千円にするためには、今、平均が九百二十円ですから、これを千円にするためには大体あと四年かかるわけですね。大体四年というのは、安倍内閣時の二十五円程度の上昇が続けば最低四年かかる。さらに、七百九十二円の最低の県については大体八年から九年近くかかる。これでは上げてい

くスピードが遅過ぎるということを私は非常に懸念をしているわけでございます。

そもそも、千円というレベルがどのくらいかと
いうと、年収にして百九十六万円なんですよ。こ
れは、仮に家賃が五万円として、六十万円家賃に
かかるて、百九十六万円から六十万円を引いた百
三十六万円、これが生活費に充てられる話にまた
なりますけれども、そうすると、月に直して十一
万円程度になつてしまつて、これでは、連合を含
めていろいろな学者の方がよく研究をしている最
低生活費というのが大体十九万円前後というよう
な話が出ていますから、これには遠く及ばない。

そうすると、消費力が縮こまつてどうしような
い。もっと拡大をしていくて、経済を拡大してい
くことが重要だと思っております。
そもそも私がこの最低賃金の政策に关心を持つ
たきっかけというのが、数年前に地元で街頭演説
で、ちょうど働き方改革のときに、労働時間の短
縮というのを私は叫んでいたんですけども、そ
うすると多くの若者が私の前に来て、末松さん、
言つてはいることはないんだけれども、俺たち食え
なくなるつまり労働単価が低いから食えなくな
るんだ、これ、どうしてくれるんだと言われて、
私はちょっとそこで答えに窮したわけです。

また、中小事業者からは、事業主の方が、末松
さん、それは、あんたはきれいなことだけ言つてい
る、最低賃金をどんどん上げていつたら、我々は
事業が潰れちゃう、破産しちゃうんだという、そ
こを言つて、私も本当に悩んで、どうすればい
いんだというふうに悩んだ後、いろいろなことを
検討して、そこで私が思いついた答えは、これ
は、韓国とかフランスなんかは国が最低賃金を全
力で上げていって、これに一兆円だ、フランスは
二兆円以上上げていつているわけですよ。これは
やはり国が主導してやらないと、なかなか、最低
賃金レベルで生活をしていられる方は大体千百
万から五千五百万元以上で、場合によつては二千万と
言う方も、説もあるんですけれども、そういう方々の
所得を上げて、そこで消費力をアップさせ

て、そして、経済をうまく循環させていく、この
サイクル、善の循環をつくつていかないと駄目だ
と思ったのが大きなきつかけになつたんです。

そうする場合は、やはり国費を投入していかな
きやいけない。最低賃金そのものを上げるとい
う、今、政策がないんですよ。賃金を上げるとい
う政策はあつても、最低賃金を上げるという政策
はないわけです。これが問題であり、しかも、厚
生省と中小企業庁がメインに関心を持つてやつて
おられますけれども、いろいろなメニューがある
けれども、本当に最低賃金そのものを上げるとい
う政策がない。これを国の司令塔をつくつてし
かりと上げていくことが、日本経済を大き
く救つていく大きな要となると思うんですけども、
も、この司令塔をつくるということ、そして国費
を投入するということ、これを是非総理に御検討
いただきたいと思いますが、いかがございま
しょうか。

○菅内閣総理大臣 前の安倍政権時代、私は官房
長官でありました。そういう中でも、経済の好循
環を実現していく、そのためには最低賃金の繼
続的な引上げが必要だ、私ども、第二次安倍政権
をつくつてから、私自身も、地方の所得を増やす
て消費を拡大するためにはどうしても最低賃金が
必要だという考え方の下に、懸命に取り組んでき
ました。そして、雇用にも配慮しながら、賃上げ
したい環境をつくつて、継続的な引上げとして早
期に千円を実現したいという思いであります。先
ほど、委員の発言の中で、五年も六年もかかる
そういうことであつてはならないというふうに私
自身は思つてはいます。

そういう中で、最低賃金を引き上げるには、やは
り中小企業の賃上げの環境をつくつてやること
がこれは大事だというふうに思います。
そのため、三次補正の中での最低賃金引上げ
を支援する業務改善助成金とか、あるいは設備
導入やデジタル化などを支援するものづくり補助
金、IT導入補助金、持続化補助金など、中小企
業における生産性の向上、ここを支援する措置を

講じているところであります。引き続いて、厚生
労働省を中心に行政府一丸となつて、最低賃金を引
き上げできる環境というものをここはしっかりと
つけていかたいというふうに思います。

政治、そして政権として明快な方針をしっかりと
示して、取り組んで、実現をしていきたい、この
ように思います。

○末松委員 そこの方向性については私も賛成で
はあるんですけども、私が申し上げたのは、最
低賃金を、例えば私が試算した中では、五、六年
かけて最低賃金を例え一千五百円に持つていくと
いう話になつた場合は、毎年毎年百円ぐらいたつ
上げていくわけですね。ただ、この百円を上げて
いく場合に、コロナで傷んだ中小企業の方々と
か、そういうたゞ方に負担をさせるわけにいかな
いんですよ。やはりそこは日本経済の中で、負担
をさせるわけにいかない。だからこそ、国費で投
入して、やはりコロナで本当に百兆円以上どんど
ん政府が出費して、コロナにおける国民の生活救
済、あるいは企業の救済をしていくるわけで
すけれども、それの一環としても、そういうた
めに最低賃金を下げて、大体、中小企業のまさしく最低
賃金レベルの方々の、ここに対して直接国費を投
入していかないとなかなかこれが成功しないとい
うのが本当に現実であつて、そうしたやすく最低賃
金を上げるというわけにはいかない。

だから、そこを是非、ここはもう奮勇を振るつ
ていただいて、私もデービッド・アトキンソンさ
んとかいろいろな本も読んできていますけれど
も、彼だって、どちらかというと千三百円ぐらい
は当然必要だろっという話を、総理、御存じで
しょうけれども、やつてはいるわけですから。私
も、立憲民主党の中で最低賃金アップ作業チーム
とかあるのはP-Tの座長をやつていてそこは本当
に痛感したことでございますので、是非司令塔を
つくつてやつていただきたい。

厚労省はちょっと視点が違つて、景気回復とか
消費力アップとか、そういうことは余り大きな
関心にはなつてない。むしろ、中小企業をもつ
ておられるところがお願いを申し上げます。
次に、今日は十五分しかありませんので言いま
すけれども、森友問題で赤木ファイル問題という
のがございまして、財務省の方の対応が、今、赤
木ファイルについて係争の訴訟があるからその存
否も含めて明らかにできない、これが言われて
るわけござります。これはもういろんな、我々
から見て、おかしい、存否も言えないのか。これ
も、国会の予備的な調査でもつても存否も明らか
にできないというのをおかしいじゃないかという
ことを私は本当に痛感しているわけでござります
し、これは絶対にたださなきやいけない事項だと
思っております。

そこでお尋ねしますけれども、これ、時間軸の
中では、訴訟があるから出せないということであ
るならば、あるいは存否の存在も言わないとい
うことであれば、じゃ、訴訟が終わつた場合は、こ
れは我々の国会の予備的調査の関係の要請もある
わけですから、そこは財務省として、当然この
ファイルを出すということにならざるを得ないと
思いますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これはもう度々御質問をいた
きましたのでお答えをしておりますけれども、現
在、訴訟が係属されている最中でありますから、
この訴訟につきまして、国としては、今我々とし
ては訴訟をされている場で争われるべきもので
あって、それに關しての資料はと申し上げてきて
おります。

今お話しのあれは、訴訟が終わつた後はどうだ
といふことのお尋ねで、ちょっとこれは全く仮定
の質問でありますので、終わつた場合、ちょつ
と、そのとき私がそこにいるという保証は全く
りませんし、今の段階でお答えするということは
差し控えたいと存じます。

○末松委員 訴訟つていつかは終わりますよね。
私の質問は、訴訟が終わつた場合。これを仮定と

と、これは原因は先ほどの委員会で、予算委員会で、で麻生大臣お答えになつて имましたけれども、金融所得の課税がそういうふうになつてゐるんだどううという問題の在りかをお示しをしましたけれども、あのグラフを見ると、これはやはり日本の社会は公平じゃない、そういうふうにみんなが感じるのは、このように思つたのです。

これはやはり民主主義の危機でもありますから、どうぞ先ほどもグラフを見たと思いますが、ああいう一億を超える人たちがかえつて税負担が低くなるということについてどうお考えにならぬか、これをどうやつて是正をしていかなければいけないとお考えになつてゐるのか、お示しください。

○菅内閣総理大臣 まず、先ほど私、最高税率を引き上げて調整をしていた、そのところを引下げと言つたので、そこは訂正させていただきま
す。

げましたけれども、所得格差や資産格差の状況を見極め、そういう社会情勢の変化に応じる形のでそこは対応していくべきだろうというふうに思っています。

議論にならないわけであります、やはりそれはおかしいんですよ。普通の感覚というものを菅総理は大切にされてきてまして、普通の人があれを見たらこれは不公平だなというふうに思うわけです。やはりその一つ一つを取り除いていかないといふと、税制改正というのはそうしよつちゅうやるわけじやないわけですから。特に、今回はボストン、コロナ、コロナの後の時代の税制改正ということでも議論をしているのですから。やはりあそこはおかしいんですよと、前は自民党、与党の税制改正の大綱の中にも入っていた。ところが、今度、なくなっちやつたから。

将来的に考えて、やはりああいうグラフといふのはおかしいね、それは所得の高い人にそれなりの負担をいただくのが世の中の正義じゃないだろ

うか、そういうことを一言おっしゃつていただけ
るといいんですけれども、菅総理、どうですか。

○海江田委員 あと、もう最後になりますが、先ほどの末松委員の赤木ファイルの件を聞いておりまして、啞然としました。やはりこの問題がはつましくない、気持ちで、ふうにどう違うのですか、適切に対応していきたいと思います。

きをしなしと
利害行政今ちよこと確定申告の
時期でもありますけれども、税務行政に対する信
頼性というのも損なわれることであるということを
一言申し添えまして、時間が来ましたので終
わらせていただきます。

○越智委員長 次に、階猛君。
○階委員 立憲民主党的階猛です。
事前に通告してあることに沿つて、總理に伺いたいと思います。

二月十九日から二十五日の一週間で、都道府県別の新型コロナの感染者の増加数は、総理の出身の秋田はゼロ、私の岩手は十、秋田と岩手の隣の青森は二でした。北東北は感染拡大防止に成功し

一方、そうした県も含めて、経済的には、昨年の十一月頃から、観光、交通、飲食関連を中心にしてほとんど感染者が出ていないところが多いわけです。

しかししながら、こうした産業は地域の経済や雇用ももたらす一方で、異常な競争環境の形成をもたらす恐れがある。

文子の見解は、資料の一部としてこの辺に記載しておきます。

政府の見解に、資料の一ページにもござつて、いただいていますけれども、第三次補正予算で措置された地方創生臨時交付金のうち、地方単独分の一兆円を使ってこうした取組を続けてほしいと

いうことだと承知しています。ただし、全都道府県に人口や事業者数等を基に配分されますので、

度なんですね。全部合わせても、東京都の二百六十億円には及びません。なかなか観光や交通や飲食関連の需要喚起策にまで県の予算が回らない状況なんですね。

さことに、東方を好みとした温泉拡大地域では開拓力と要請推進枠というのが設けられまして、時短要請に協力した事業者に対する協力金の財源として二兆円以上が配分されてきております。感染抑止に成功した地域向けには、そうした特別の枠という

のはなかつたわけです。経済の落ち込みといふ意味では、どこも変わらないわけですが、事業者への支援という面では、感染拡大防止に成功した地域よりも、感染が拡大した地域の方が大きいといふ現実があるわけです。

そこで、総理に伺いたいと思うんですが、知事会からGOTOキャンペーンの地域版という声も上がっていますけれども、今は国としては感染防止に注力した方がいいと思います。他方で、地元の方々は、地域活性化のためには、

地域の活性化枠みたいなものを設けて、財源を追加配分して、感染拡大防止に成功した地域が独自に観光や交通・飲食関連の需要喚起策を打てるようになれば、国が支援すべきではないかと思つております。

同じ東北出身者として、前向きな答弁を總理にお願いしたいと思います。

ました。三次補正予算で一・五兆円を追加したところです。追加措置の一兆円については、地域の事情に応じ、各自治体において自由度高く活用していくただけるものと考えています。

実は、今回
一・五兆円追加をいたしました。
全国の知事会の要望は一・二兆円だつたんです。
そういう中で、こうした地方の実態を考えて、
様々な補助事業の裏負担というのには必ずあります。

ので、約三千億円追加させていただいて、私は一・五兆円にさせていただきました。

た。そうした実態であることも、私自身、十分承知をしておりますので、そうした中で、地域の中で直接、一番傷んでいるところにその対策といふのは当然必要だというふうに考えております。そ

○階委員 感染拡大防止をうまくやっている自治体が実は経済的には厳しいということを是非御理解いただけ、必要な支援をお願いしたいと思ひます。

それでは、次に、先ほど末松委員からもお話をされました、国会の予備的調査に対し、赤木ファイルの提出が拒否されていることに關して伺いたいと思います。

多少経験を申し上げますと、昨年の臨時国会以来、国会の重要な権能である予備的調査に対し、財務省が、公文書改ざんの真相解明に資する赤木ファイルの提出を拒み続いていることが問題となつてゐる。どう思ひますか。

夫人が提起した国賠訴訟に不当な影響を及ぼすからといふことなのですが、実際、その訴訟の中では逆に、訴訟の結論に影響はないということで、二枚舌を使って、国会にも裁判所にも赤木ファイ

のお話を抱いてるもんことなれど、
こうした矛盾を追及する中で、前回の委員会で
もいろいろなおかしな答弁がありました。理財局も
長も大臣もごまかそうとしていたわけですけれど
も、私は、あれだけの不祥事を起こしたにもかか
りの

わらず、都合の悪い事実はごまかし、隠蔽すればいいという財務省の体質が全く変わっていないといふ思いを強くしました。公文書改ざん事件が起つたときの官房長官であつた総理にも、真相相手に尋ねてみたところ、「（改ざん事件は）あんまり問題にならなかった」と答えていました。

明の責任はあると思います。
そしてまた、亡き赤木俊夫さんは、極めて倫理観と责任感の強い、國家公務員のかがみのような存在がありました。行政府のトップとして、この

<p>のような貴重な人材を死に追いやった状況を詳細に把握して、再発防止策を講じる責任もあると思います。</p> <p>そこで、総理にお尋ねします。</p> <p>総理は、早急に赤木ファイルを国会に提出するよう財務省に指示すべきですか。お答えください。</p> <p>○菅内閣総理大臣 本会議においても麻生大臣から答弁があつたとおり、予備的調査については、財務省として真摯に受け止め、可能な限り協力を行つたものと承知しています。</p> <p>お尋ねのファイルでありますけれども、亡くなられた近畿財務局の職員の御遺族が国に対して提起された国家賠償請求訴訟において御遺族が提出求められているものと思われますが、訴訟に関わることであるために、財務省が回答を差し控えたものだというふうに理解しています。</p> <p>○階委員 財務省に総理から指示しないと、財務省は全く体質が変わつていませんよ。是非そこは考えていただきたいと思います。</p> <p>この問題については、引き続き取り上げていきたいと思います。</p> <p>そうしたことから影響して、だと思いますけれども、私は、国家公務員離れが深刻になつているといたことを、昨日改めて調べていて感じました。</p> <p>五ページ目の資料を御覧になつてください。</p> <p>これは内閣人事局が作つた取組指針のまとめたものですけれども、課題認識として、将来にわたり公務のサステナビリティの危機。要は、公務の持続可能性が危うい。極めて深刻な課題認識で、その理由として、国家公務員の採用試験の申込者が半減しているとか、若手職員の自己都合退職者数が六年で四倍以上といつた数値も挙げられています。</p> <p>私は、このような危機的な状況を何とかして解決しなくてはいけないと思いますけれども、総理としては、この国家公務員離れの要因は何だと認識しているのか。そして、もし総理がこれを食い止めるトスレバ、御自身からどのような言葉で今</p>	
<p>国家公務員を辞めようとしている皆さんにお声をかけられるのか。この二点についてお答えください。</p> <p>○菅内閣総理大臣 国家公務員の志願者の減少や中途退職者の増加については、アンケート調査では、長時間労働や、より自分が成長できる仕事に就きたい、こうしたことが理由として挙げられるということです。</p> <p>こうしたことを踏まえて、本年一月に改正した取組指針では、業務効率化、デジタル化の推進と、管理職が部下職員のやりがいや人材育成などを取り組むマネジメント改革の二点を働き方改革の主軸として位置づけて、長時間労働のは正とやりがいの向上に強力に取り組むことにしたところであります。</p> <p>今後、それぞれの大臣がリーダーシップを發揮して、こうした取組をしっかりと実現をしてもらいたい、こういうふうに思っています。</p> <p>○階委員 今、役所の文書を読み上げましたけれども、総理が言うべきことは、私はたった一言でいいと思いますよ。つまり、憲法十五条二項を守つた人はちゃんと評価しますと言つていただければいいと思います。憲法十五条二項には「すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と書かれています。このことについて、守れ、守つた人は評価する、これを一言言つていただければいいと思うんですよ。</p> <p>総理、そのお気持ちはありますか。</p> <p>○越智委員長 菅総理大臣、申合せの時刻が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。</p> <p>○菅内閣総理大臣 それぞれの大臣が、こうしたことをしっかりとそれぞれの所管する官僚に徹底をすることをしつかりとお願いいたします。</p> <p>○階委員 是非、十五条二項、大切にしていただきたいたい。よろしくお願ひします。</p> <p>終わります。</p> <p>○越智委員長 次に、清水忠史君。</p>	
<p>○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。新型コロナ対策について菅総理大臣に質問させさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ワクチン接種と並行して、今はすべきことは何か。変異株などによる新たな感染拡大に向けた備えであると思います。二度と、救える命が救えなかつたというようなことは絶対に起こしてはなりません。</p> <p>そこで、医療体制の整備、そして地域医療を守るために医療機関などへの支援が求められています。</p> <p>菅総理の認識を率直にお伺いしたいと思います。</p> <p>○菅内閣総理大臣 新型コロナの感染が長期化する中で、必要な方に必要な医療措置、こうしたことを提供することが、基本的な、まずは第一でやるべきだと思っています。</p> <p>このため、政府としては、医療機関支援として三・二兆円の予算を措置するとともに、第三次補正予算で一・四兆円の追加計上をしたところであります。さらに、東京では、国と都の職員がチームをつくり、年末以降も、こうした予算を活用しながら、約二千床を確保しております。</p> <p>さらに、私自身も直接、医療関係の方々にお会いし、協力の要請を行なうなど、取組を進めてきました。</p> <p>また、変異株についても、強い危機感を持つて対処すべきだというふうに思います。このため、先週の対策本部の会合で、今月から全ての都道府県でスクリーニングの検査、ここをすること、そうすることをしつかりそれぞれの所管する官僚に徹底をします。</p> <p>いますし、私自身もそうした基本姿勢の下に対応していくことを思っています。</p> <p>先頭に立つて対策をしつかり進めていきたい、このように思います。</p> <p>○清水委員 厚生労働省の資料によりますと、医療機関全体で、昨年四月から十一月の期間に、前</p>	
<p>年比約一兆二千億円の収入減と言われております。新型コロナの患者を受け入れた医療機関だけでなく、受診抑制により、より多くの病院や開業医が収入減少となっているわけでございます。大変経営が厳しくなっております。</p> <p>兵庫県の保険医協会のアンケート調査によりますと、収入減対策として、内部留保や個人資産を取り崩したと答えた方が七〇%、人件費を削減したと答えた人が二〇%、そして借入れを増やしたと答えた医院が約六〇%というふうになつてているわけです。</p> <p>これまで、政府は、医療機関の収入減対策として、独立行政法人福祉医療機構による無利子融資を行つていて、新型コロナ対策の危機対応融資は、厚労省によれば、新型コロナ対策の危機対応融資は、一月末の残高で総額約一兆二千億円となつていていますね。つまり、医療機関全体の減収分は、大半は借入れで何とか対応しているというふうに推測もさると思います。</p> <p>このため、政府としては、医療機関支援を行つていて、新型コロナ対応を行つてきましたが、厚労省によれば、新型コロナ対策の危機対応融資は、一月末の残高で総額約一兆二千億円となつていていますね。つまり、医療機関全体の減収分は、大半は借入れで何とか対応しているというふうに推測もさると思います。</p> <p>そこで、伺います。</p> <p>来年度の財政投融資計画でも約一兆四千億円の融資を見込んでおられますか、菅総理、やはり、来年度も赤字の医療機関は借金で乗り切つてくださいといううのが政府の方針なのでしょうか。お答えをお願いします。</p> <p>○菅内閣総理大臣 新型コロナの影響が長引くことで、コロナ対応を行つてない医療機関において減収が生じていていることは承知をしています。</p> <p>このため、政府としては、無利子無担保などを内容とする危機対応融資や感染拡大防止のための支援を行つています。加えて、令和三年度予算案における特例的な対応として、医療機関において行われる感染症対策を評価し、外来診療、入院診療等の際に、令和三年九月までの間、一定の計算、ここを算定できることとしております。</p> <p>詳細については、厚労省からと思います。</p> <p>○清水委員 医療機関の収入の大半が診療報酬で、国の公定価格によるものしかないのです</p>	

兵庫県保険医協会の西山裕康理事長から、新型コロナウイルスとの戦いで最前線に立つ医師の思いを伺つてまいりました。こう述べておられました。各医療機関が感染の危険性と風評被害の不安に立ち向かい、医師としての使命と責任と覚悟を持つて献身的に医療を提供し続けている、今直面している受診抑制、患者数減による収益悪化は、個々の医療機関の経営者の過剰投資、放漫經營などの自己責任だと政府は考えているのですかと怒りを込めて訴えられているわけですね。

七割の医療機関が収入減だと回答している現状で、医療機関の赤字を借り入れて対応してください、先ほど診療報酬の話もありましたが、新型コロナを受け入れていない病院も含めて収入減なんです。

今年と来年の赤字の穴埋めを返済するためには、医療機関はどうやって利益を確保すればいいのか。このことをどうお考えでしょうか。

○菅内閣総理大臣 地域医療をしつかり確保していくことは、ここは極めて重要なことだと私自身も認識をいたしております。そういう中で、医療機関に、支援策としてはこれまで四・六兆円の予算を計上しており、感染拡大防止のための支援のほかに、診療報酬においても、新型コロナ患者の診療について大幅な引上げや、令和三年度予算案における特例的な対応として、医療機関において行われる感染症対策を評価し、外来診療、入院診療等に令和三年九月までの間に一定の加算ができる、このようにしています。

患者の受診控えに対しても政府広報などを通じて周知を行つており、引き続き、現場で戦つている医療機関に対し、様々な形で支援を行つてまいりたいというふうに思います。

○清水委員 医療機関の努力で患者を増やすといふことはできないですね、飲食店みたいに、バーゲンセールなんてできないわけですね。今言われた支援策だけではやはり不十分だと思うんですね。

開業医などの窮状は、今年の確定申告でその実

態が恐らく明らかになると思うんです。収益悪化が医療機関の経営者の自己責任ではないという認識を菅総理がお持ちであれば、やはり必要に応じて今後は損失補填などについても検討していただきたいと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

医療機関の支援につきましては、先ほど総理から御答弁ありましたように、補助金あるいは診療報酬などでも手当てをさせていただいているところでございまして、緊急包括支援交付金、これはコロナ対応を行つてない医療機関も対象でございますが、一月下旬現在で一・六兆円の医療機関からの申請をいただき、一・五兆円都道府県が交付決定をし、一・二兆円は既に払込み済みという

ことでござります。

○青山（雅）委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山（雅）委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つていく、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくというのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山（雅）委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても、そこは責任を

持つて対応していくのがその姿勢であります。

○越智委員長 厚生労働省間審議官。（清水委員）

〔総理です、総理に聞いてるんだから」と呼ぶ〕

○間政府参考人 委員長の御指名でございますので、お答えさせていただきます。（清水委員）短く

ね」と呼ぶはい。

○清水委員 終わります。ありがとうございました。

○菅内閣総理大臣 先ほども私、申し上げました

けれども、地域医療、ここをしつかり守つてい

く、ここは私ども政府としても

子高齢化がこのコロナの影響で急速に進むのではないかというおそれも抱いております。

若者の行動に過剰な制限を課すことは将来に禍根を残すことにならないか、大変心配しております。若者は御承知のとおり、病態としてはかかるても軽いという状況もございます。コロナ対策もこういった観点も入れて見直していく必要があるのではないかと思いますけれども、総理のお考えをお聞かせください。

○菅内閣総理大臣 今般の出生者数や婚姻数の減少については新型コロナの感染が拡大する中で、多くの方が日常や将来に不安を感じて、結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を与えている可能性はあるというふうに受け止めています。

このため、まずは感染拡大を防ぎ、収束に向かわせるのが不可欠であると思います。多くは無症状で、軽症で、知らずに感染を広げ、高齢者に感染させる可能性もあると専門家も指摘する若者について、この問題意識を持つて行動していただくことが重要だというふうに思います。

一方、私自身としては、長年の課題である少子化対策に真っ正面から取り組んで、大きく前に進めたいと思っています。不妊治療の助成制度の大額な拡充、この一月から始まりました。待機児童解消のための保育所の受皿の整備、男性の育休取得の促進など、様々な対策を講じてきているところです。

引き続き、当事者の声に耳を傾けながら、結婚、子育て世代の方々の不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠、そして出産、子育てができる環境というものをしっかりと整備していきたい、このように思います。

○青山(雅)委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

時間が参つてしまつたのですから、最後、子育て助成、あるいはデジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラルの取組など、所得税法改正案には総理の近未来にかかる思いが大変詰まっているというふうに考えてお

ります。この取組についてエールを送らせていました。

ありがとうございます。

○前原誠司君 次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党の前原でございます。

菅総理に伺いますけれども、私がお配りをしている資料を皆様方には御覧いただきたいと思います。

まず、一ページでございますけれども、これは、スイスの研究機関IMDというものが、世界競争力年鑑ということで、毎年、六十三の国、地域を対象に行っているものでございまして、経済状況、政府効率性、ビジネス効率性、インフラ、この四つの観点から、総合的に国際競争力を算定している。三十年前は四年連続日本は一位でございましたけれども、去年は何と三十四位まで転落しています。六十三の国、地域の中でも半分以下まで低下をしているというのが、このIMDの報告でございます。

二枚目を御覧いただけますでしょうか。

これは、世界の時価総額ランキングということです、一九八九年、バブルの末期、そして去年を比べたものでございますけれども、一九八九年は、上位十社のうち七社が日本の企業、上位五十社のうち、何と三十二社が日本の企業でございましたけれども、残念ながら、去年は、上位十社はゼロ

のトヨタ自動車だけという状況であります。

この二〇二〇年を見ていたいとしますと、GAF

Aと言われるものとか、中国のアリババ、テンセント、こういったところが上位に入ってきている

ということです。IT、5G、そしてAI、こう

いったものについて日本が残念ながら遅れている

といふことが見て取れるのではないかと思いま

す。三枚目も資料を御覧いただきたいと思います。

これは、世界の大学ランキングでございまし

うものを示したものであります。イギリスの教育専門誌でございますけれども。

アジアの中で一位は北京大学、二位がシンガポール大学の、二十三位と二十五位、東京大学が三十六位、京都大学が五十四位ということでございまんさい、清華大学が二十位ですね、失礼しました、これがトップでございます。京都大学が五十四位ということございまして、まだ、順位は下だといつても、平行というか、順位は落としていないわけでございますけれども、問題なのは、この東北大とか東京工大とか大阪大学、こういったものは、この調査によりますとありますけれども、ランキンギングを落としている。

今、国際競争力ランキンギング、企業の時価総額ランキンギング、世界の大企業ランキンギング、総理にも御覧いただきましたけれども、日本の国際競争力が止まらない、低下している、日本の凋落が止まらないといふ危機感を持つておられるのか。まず、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○菅内閣総理大臣 バブルが崩壊後に、我が国が抱える問題について、日本企業のダイナミズムが失われたとか、あるいは、デジタル化の流れに乗りましたけれども、日本は下から

国際競争力ランキンギング、企業の時価総額ランキンギング、世界の大企業ランキンギング、総理にも御覧いただきましたけれども、日本は下から

国際競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○前原委員 総理の思いは分かりました。日本の競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○菅内閣総理大臣 私は、危機感を持っていて、この二つを私自身の総裁選挙の際に、そしてまた国会での演説の中で掲げたところであります。

○前原委員 グリーンとかデジタルとか、私も大賛成でございますけれども、そういったものをやるというの人は人じやないです。全て人ですよね。人が行うことでは、人が育たなければそういった技術革新も起きない。

○菅内閣総理大臣 バブルが崩壊後に、我が国が抱える問題について、日本企業のダイナミズムが失われたとか、あるいは、デジタル化の流れに乗りましたけれども、日本は下から

国際競争力ランキンギング、企業の時価総額ランキンギング、世界の大企業ランキンギング、総理にも御覧いただきましたけれども、日本は下から

国際競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○前原委員 総理の思いは分かりました。日本の競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○菅内閣総理大臣 バブルが崩壊後に、我が国が抱える問題について、日本企業のダイナミズムが失われたとか、あるいは、デジタル化の流れに乗りましたけれども、日本は下から

国際競争力ランキンギング、企業の時価総額ランキンギング、世界の大企業ランキンギング、総理にも御覧いただきましたけれども、日本は下から

国際競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○前原委員 総理の思いは分かりました。日本の競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○菅内閣総理大臣 バブルが崩壊後に、我が国が抱える問題について、日本企業のダイナミズムが失われたとか、あるいは、デジタル化の流れに乗りましたけれども、日本は下から

国際競争力ランキンギング、企業の時価総額ランキンギング、世界の大企業ランキンギング、総理にも御覧いただきましたけれども、日本は下から

国際競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○前原委員 総理の思いは分かりました。日本の競争力が低下している、だからデジタルだ、グリーンだ、こういうことです。

○菅内閣総理大臣 バブルが崩壊後に、我が国が抱える問題について、日本企業のダイナミズムが失われたとか、あるいは、デジタル化の流れに乗りましたけれども、日本は下から

争力の低下につながっていると私は思います。今日は時間がないので、提案をして、そのお答えをいただきたいと思いますけれども。

私は、ゼロ歳から十八歳までは教育は無償化にすべきだと思う。大学は、これは一定のレベル以上の人には無償化にする。したがって、給付型奨学生といふものを私はベースにすべきだと思う。

そして、もう一つ大事なのは、リカレント教育ですよ。

賃金の話を、この間、本会議で総理とやらせていただきましたけれども、やはりこれからはリカレント教育、社会人の学び直しというのは物すごく大事です。その中で、財政制約、借金があつて、国債費は増えているし、高齢化の中で社会保障費が増えている。だから、ほかのところは予算を取れないんですよ。このわなから抜け出さないきやいけない。

そこで、私が提案したいのは教育国債なんですね。もちろん財政の健全化についてもちろん見えなきやいけないけれども、この教育というのは、私は、全てに関わるものだと思うんですよ。建設国債がなぜ財政法で認められているか。これは残るからでしょう。後の人たちが使えるからです。

長岡藩の小林虎三郎、米百俵、総理も御存じだと思います。何と言われたか。百俵の米も食えればいいですか。総理。デジタル化とかグリーン化とかいうものをやるために、やはり人の潜在力を引き上げて、能力を引き出す。財政制約を突破するのは、教育国債というものを真剣に考える。いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 まず、私自身は、どんな家庭に生まれても、所得に左右されず、学びたい人が

学ぶことができる、そういう環境というものを見つくりたいと思います。

そういう中で、安倍政権のときに、消費税を八%から一〇%に引き上げるときに、従来は、社会保険費、七割が高齢者の給付だったんです。そこ

を子供、若者に、消費税を引き上げさせていた。投資をさせていただきました。幼児教育の無償化、そして大学、さらには専門学校にも、一定の所得の低い方にはここも免除する。そういう仕組みをつくさせていただきました。

そうした中で、しっかりと、そうした人材の財源というものは確保しなきゃならない、そのためには確保して、将来の世代の負担につながらないようなものにしなければならないというふうに思っています。

これからは、こうしたことについていろいろな議論があるところだと思います。

○前原委員 今日はこの程度の御答弁かと思つておりました。

しかし、先ほど小林虎三郎の言葉を例に挙げて申し上げたように、やはり人への投資というものが国を興すんです。そして、もちろん安定財源を日本の中落傾向をとどめるには、人に対する投資が必要である。そういう意味においては、こういった教育国債というものを真剣に検討していただきたいたい。

そのことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○越智委員長 ○越智委員長

これにて内閣総理大臣出席の下の質疑は終了いたしました。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○越智委員長 これより討論に入ります。討論の申出がありますので、順次これを許します。日吉雄太君。

私は、会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論いたします。

まず初めに、森友学園問題をめぐり、政府は、公文書の改ざんに加担させられたことを苦に自死した近畿財務局の元職員赤木俊夫さんが職場に残した、一連の経緯が詳しく記録されたファイルの提出をかたくに拒んでいます。財務省は、二度とあのような問題を起さないと言いますが、このような真相解明に反する行為を続けていては、必ず同じ過ちを犯します。一刻も早く赤木ファイアルの開示を求めます。

さて、コロナ禍という未曾有の危機にあつて、税制が果たすべき役割は小さくありません。そうであればこそ、タイムリーで十分かつ適切な改正を行うことが極めて重要となります。しかしながら、今般の税制改正は全く不十分であり、それどころか、むしろ行うべきでないものまで盛り込まれており、到底賛同できるものではありません。

例えば、法人課税について、MアンドAを促進する税制の創設が盛り込まれていますが、背景には、体力のない中小企業を淘汰しようとする政権の意図がうかがえます。このコロナ禍で中小企業が危機に陥れば、地域経済や雇用への影響は甚大であり、とても認められるものではありません。

納稅猶予特例制度の打切りも問題です。最新の統計によれば、既に、国税、地方税合計で五十一万件、額にして一・六兆円の利用がある上、いまだに多くの人がコロナ禍で苦しい状況に置かれています。なぜこの状況で特例制度を打ち切ったのか、全く理解できません。むしろ、これだけ新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している以上、猶予特例制度の延長は当然のこととして、減免措置の創設も検討すべきです。

また、二〇二三年十月に導入される予定の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度については、事業者に過重な事務負担を強いることになるほか、免税事業者に対する取引排除による廃業の増加や不当な値下げ圧力等が生じる懸念もありますが、今回の改正では全く検討されていません。

加えて、私としては、税制で家計を下支えする選択肢の一つとして、経済が回復するまでの当面の間、消費税そのものをゼロ%にすることも考えますが、そのような減税も行われていません。

積年の課題である税制の所得再分配機能の強化については、またも抜本的な改革は行われませんでした。政府は決まって、所得税の最高税率の四五%への引き上げ、金融所得課税の一〇%から二〇%への税率引き上げ等により対応してきたと言いましたが、それでは全く不十分であり、給付つき税額控除の導入、金融所得課税の総合課税化等、抜本的な改革を実行すべきです。

コロナ禍の実情に即した税制改正の必要性を改めて強く申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○越智委員長 次に、清水忠史君。

私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。

この間、安倍政権の下で、国と地方の法人実効税率が三四・六二%から二九・七五%にまで引き下げられ、法人所得が増えても税収が増えない、法人税の空洞化が進みました。

菅政権の下で行われる最初の税制改正でも、財界の要望に応え、デジタルトランフォーメーション投資促進税制の創設や研究開発減税の見直しが盛り込まれています。新型コロナの影響で売上げや利益が減少しても、減税額ができるだ

け確保させるための改正内容となつております。大企業優遇税制の根幹が維持されたままです。

税額控除や特別償却の枠を幾ら広げても、活用することのできない中小の赤字企業に恩恵はありません。そもそも、潤沢な研究開発減税制度がある中で、このような投資促進税制が盛り込まれると、大企業の税負担がますます減少し、税収の空洞化が進むだけです。

また、所得税の累進性を回復させるために、所得が一億円を超える富裕層への課税強化が必要でした。来年度の改定にそのような項目は盛り込まれませんでした。

野村総研の調査では、純金融資産五億円以上を保有する日本の超富裕層の世帯数は、いずれも、安倍政権が始まった以降、一貫して増加しています。二〇一九年では、僅か八・七万世帯の超富裕層世帯が百兆円近い金融資産を保有しているのがございます。

日経平均株価がバブル期に迫る高値となつた中、コロナ禍でもますます資産家の富が増え、資産格差が拡大しています。わざわざ富裕層に有利な贈与税の非課税措置を盛り込む必要などあつたのでしょうか。所得税の累進性を回復させるための証券優遇税制の是正を先送りしたことは認められません。

最後に、今行うべきは消費税の減税です。消費税減税は、新型コロナの影響を最も深刻な形で受けている所得の少ない人と中小零細業者への効果的支援になるものです。世界五十か国以上で既に実施されている、消費税五%への緊急減税を行るべきです。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。
○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会の青山雅幸です。山雅派を代表いたしまして、所得税法改正案に賛成です。

成の立場から討論をいたします。

この法案には、総理の日本の近未来にかける思

いが具現化されていると推察いたします。

日本の最大の課題は、単なる人口減少にとどま

らない人口構成のゆがみにあります。税制を含

め、これを少しでも食い止め、減速させていくた

めの総力戦が必要です。

また、新型コロナに関する経済的助成措置にお

いて露呈した日本のデジタル化の遅れについても

抜本的対策が必要です。日本の経済力の基盤は企

業の国際的競争力です。各企業がしのぎを削る

先端的技術開発の後押しは当然必要なところであ

ります。

さらには、地球環境問題への貢献にはカーボン

フリー社会への移行が欠かせません。

今般の所得税法改正案には、これらの対応とし

て、子育て助成の非課税措置やデジタルトランス

フォーメーション投資促進税制、研究開発税制、

カーボンニュートラルへの投資促進税制が盛り込

まれておりますが、これは、日本にとって必須の

課題を的確に捉えたものであり、低迷が続く日本

を再発進させるために是非とも必要な取組である

ことは間違ひございません。

よって、本法案に示されている未来のため的的

確な取組を評価して、賛成する次第です。(拍手)

○越智委員長 次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党・無所属クラブの前原誠

本改正案は、全体として、このような中長期的な課題を解決する視点に欠けているものと言わざるを得ません。

例えば、GDPの五%を占める消費を喚起す

るために賃上げが不可欠ですが、賃金が上がり

ないことは我が国の宿痾の一つです。

本改正案により、賃上げ及び投資の促進に係る税制が見直され、継続雇用の要件が外されます。

それにより、優遇税制の対象となる企業は増えるかもしれません。

しかし、そもそも、これらの優遇税制は賃上げにどれほど寄与したのでしょうか。第二次安倍政

権発足からコロナ禍に見舞われる前の七年間で、

にどれほど寄与したのでしょうか。第二次安倍政

権を明示するように求めましたが、税制の効果だけを取り出して賃上げや投資判断への影響を測ることとは困難との回答でした。つまり、効果があるか

分からぬものを拡充しているにすぎません。

賃金を上げる抜本的な解決策を考えるべきでは

ないでしょうか。

また、本改正案では、教育資金、結婚・子育て

資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置につい

て適用期間が延長されています。両制度は、創設

当初から、格差を固定化すると批判されてきました。

結局、制度を利用できるのは一定額以上の資

産を有する富裕層であり、その子や孫に対しての

み恩恵を与えることになりかねないからです。

私は、会派を代表して、所得税法等の一部を改

正する法律案に反対の討論を行います。

○前原委員 国民民主党・無所属クラブの前原誠

か。

以上の理由から、本法案に反対することを表明し、私の反対討論といたします。(拍手)

○越智委員長 これにて討論は終局いたしました。

○越智委員長 これより採決に入ります。

所得税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○越智委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○越智委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○越智委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、神田憲次君外四名から、自由民主

党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所

属クラブの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。日吉雄太君。

○日吉委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 日本社会の特徴でもあった分厚い中間層が

減少し、低所得の貧困世帯の増加、高所得層と低所得層の二極化が進んでいる。このよう

な観点から、所得税や贈与税などの在り方を

あらためて見直し、所得再分配機能・資産再

分配機能の強化を検討すること。

二 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、

経済取引の国際化・広域化・ICT化による

調査・徵収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応

三党合意の下に成立いたしました。

ところが、その年限が切れる平成二十八年に

どつております

府・与党におかれましては、今こそこの言葉の意

は、安定多数を政権与党が持つという、平成二十

確かに、現在のコロナ禍においては、感染拡大

大味によく思いを致し、民主主義と政治の良識を取

四年とは全く異なる状況にありました。が、厳しい財政状況がある中で安定的な財政運営を確保するためという理由により、再び複数年度、今度は五年間特例公債発行を認めるという时限的措置として成立いたしました。

防止と社会経済活動の両立のため必要な財政支援を行うことを一概に否定するものではありません。しかし、感染が収束したアフターコロナの今においては、財政再建を行う過程でこれまで莫大な財政赤字が重くのしかかり、一たび政策を誤れば、急激なインフレ、利高ハ費の増加によ

○越智委員長 これより採決に入ります。
○越智委員長 これにて討論は終局いたしました。
た。

年経過したら元に戻すのが筋というものでござい

資産価格の下落、さらには金融システムの機能不全

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債

ます。積極財政の立場に立つにせよ、財政規律を重視する立場に立つにせよ、このような手法を持つ段の事情もなく継続することは事実上の永続化につながるおそれもあり、国会の監視機能を弱めるものとして、望ましいものでないことは言うまでありません。

全などを引き起こすことにもなりかねず、その意味でも、財政健全化は喫緊の課題と言えます。財政健全化について、政府はかねてよりプランマリーバランスの黒字化目標を掲げ、二〇二〇年度から二五年度に達成年度が先送りされたものの、依然として黒字化目標を維持しております。

の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

そして、このようなやり方は、人口減少と高齢者層の増大が併存するという異例の事態によって社会保障費が右肩上がりに上昇し、それを補うために特例公債発行を拡大し続けなければならぬという我が国の構造的問題をマスクすることにもつながってしまいます。

にもかかわらず、今回の法案では、条文からライマリー・バランス黒字化の文言を削除して、法律に定義規定が置かれていない財政健全化といふ曖昧な文言に変更がなされました。これは黒字化目標を放棄したものと受け取られても仕方はないでしようか。

与党野党問わず、現在の日本の最大の課題に目をそらすべきではなく、その観点からも、五年間は財政に関するルール不在とするような小手先の手法は百害あって一利なしと考えるがゆえに、特例公債法案に強く反対の意を表明いたします。

さらばに、複数年度発行を可能にすることは、政規律を緩ませ、ひいては財政民主主義の形骸化につながると考えます。

○前原委員 次は前原調査官
○前原誠 司です。

たしましたけれども、当時のわいわい国会の下で、國民生活に多大な影響を与える特例公債の発行を、政争の具にしないという与野党間の見識によつて、

私は、会派を代表して、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

生み出された法律でした。
しかし、その後成立した安倍政権下で三党合意
は事実上ほどにされるとともに、現政権に至る
で、様々な場面で民主主義や政治の良識がじゅ

我が国の財政は、従来より非常に厳しい状況に置かれているところ、今般の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策のため、令和二年度九兆、令和三年度三十七・三兆と、かつてない莫大

りんされる事象が相次ぎ、本法律の存立の基礎は既に崩れていると言わざるを得ません。

第一類第五號 財務金融委員會議錄第八號

財務金融委員會議錄第八號

令和三年三月二日

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○越智委員長 起立多數。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりましたので、これを許します。財務大臣麻生太郎君。

○麻生國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といいたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○越智委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○越智委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○越智委員長 次回は、来る五日金曜日委員会を開会する」とどし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十分散会